

地方独立行政法人宮城県立こども病院物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領

(目的)

第1条 この要領は、地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）が発注する売買、賃借、請負その他の契約（以下「契約」という。）に関し、契約事務の適正な履行を確保するため、資格制限その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約執行者 理事長又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (2) 法人発注物品調達等 法人が発注する物品の取得や役務（施設に係る維持管理業務を含む。）の提供を受けることをいう。
- (3) 業務 個人の私生活上の行為以外の業者の業務全般をいう。
- (4) 代表役員等 業者である個人、法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）、専務取締役以上である者及び代表権のない取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、理事長等をいう。
- (5) 一般役員等 代表役員等以外の代表権を有しない役員等で会計参与、監査役、執行役員、常務取締役 及び取締役等並びに支店長、営業所長等をいう。
- (6) 使用人 代表役員等及び一般役員等以外の者をいう。
- (7) 公共機関の職員 刑法（明治40年法律第145号）第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員及び委員その他の職員並びに特別法上公務員とみなされる者をいう。
- (8) 暴力団、暴力団員及び収賄罪の暴力的不法行為等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条各号に規定された者をいう。
- (9) 暴力団関係者 暴力団及び暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりをもつ者又は、集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者をいう。

(資格制限)

第3条 理事長は、業者が別表の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる資格制限要件のいずれかに該当する事実を認知したときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該業者について資格制限を行うものとする。

- 2 理事長が資格制限を行ったときは、契約執行者は、当該資格制限に係る業者（以下「資格制限業者」という。）を競争入札に参加させ、又は指名してはならない。
- 3 契約執行者は、資格制限業者を現に競争入札に参加させ、又は指名しているときは、落札決定前であっても入札を無効とし、又は指名を取り消すものとする。
- 4 契約執行者は、落札決定した業者が契約締結前に資格制限となった場合は、当該契約を締結しないものとする。

- 5 資格制限の開始日は、理事長が定める日とする。
- 6 資格制限の期間は、事案ごとに3年を超えることができない。

(資格制限の期間の特例等)

第4条 業者が一の事案により別表各項の資格制限要件の2以上に該当したときは、当該資格制限要件ごとに措置したと想定した場合の期間のうち最も長いものをもって、資格制限の期間とする。

- 2 業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合の資格制限の期間は、該当しなかったと想定した場合の期間に、それぞれ別表各項に定める短期を加算した期間とする。

(1) 別表各項の資格制限要件に係る資格制限の期間の満了後1年を経過するまでの間(資格制限の期間中を含む。)に、それぞれ別表各項の資格制限要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第1項から第6項までの資格制限要件に係る資格制限の期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第1項から第6項までの資格制限要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

- 3 理事長は、業者について、情状酌量すべき特別な事由があると認める場合には、当該特別の事由がなかったと想定した場合の資格制限の期間の2分の1の期間まで短縮することができる。この場合において、1か月の2分の1の期間は15日とする。

- 4 理事長は、業者について、極めて悪質な事由があった場合、又は極めて重大な結果を生じさせた場合には、当該悪質な事由又は重大な結果がなかったと想定した場合の資格制限の期間の2倍の期間まで延長することができる。

- 5 理事長は、資格制限業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、第3項及び第4項に定める期間の範囲内で資格制限の期間を変更することができる。

- 6 理事長は、資格制限期間が満了した業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の資格制限期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の資格制限期間を控除した期間をもって、新たに資格制限を行うことができる。

- 7 理事長は、資格制限業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認められたときは、当該業者について資格制限を解除するものとする。

- 8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に規定する課徴金減免制度が適用された場合(課徴金減免申請を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条の2第15項の規定による通知がなされた場合を含む。)であって、その事実が公表されたときの資格制限の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。

- 9 法人に対し、法人発注物品調達等に係る次の各号の全てを満たす談合等に係る情報を提供したことが有力な手掛かりとなり、業者が別表第3項、第5項又は第6項に該当するに至ったものと理事長が認める場合においては、当該情報提供者が属する業者に限り、資格制限の期間を当該理事長の承認がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。ただし、情報提供者が属する業者が談合を強要するなど主導的に談合等に関わっていた場合は、この限りではない。

- (1) 公知の情報でない新たな情報であること。
- (2) 談合等の事実を裏付ける客観的な証拠となり得る情報が提供されていること。
- (3) 公正取引委員会や警察等による調査が公知となっている事案に係る情報でないこと。

(資格制限の承継)

第5条 資格制限業者から、合併、会社分割、又は営業譲渡等の組織変更により、当該資格制限業者の業務を承継した業者は、当該資格制限の措置を承継するものとする。

2 資格制限要件に該当する行為後に、合併、会社分割、又は営業譲渡等により組織変更となった場合は、当該行為を行った業務を承継した業者に、資格制限を行うものとする。

(事故発生への報告)

第6条 契約執行者は、別表各項のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると認められる場合は、理事長及び副理事長に報告しなければならない。

(資格制限の通知)

第7条 理事長は、第3条第1項の規定により資格制限を行い、第4条第5項の規定により資格制限の期間を変更し、同条第6項の規定により資格制限を新たに行い、又は同条第7項の規定により資格制限を解除したときは、業者に対しそれぞれ様式第1号物品調達等に係る資格制限通知書、様式第2号物品調達等に係る資格制限期間変更通知書又は様式第3号物品調達等に係る資格制限解除通知書により通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定により資格制限の通知をする場合において必要があると認めるときは、改善措置について報告を求めることができる。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 契約執行者は、資格制限業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該資格制限業者にしかできない特殊な技術等を要する場合等、真にやむを得ない事由があり、あらかじめ理事長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、契約執行者は、資格制限業者が、法令の規定により当該資格制限業者が履行可能な唯一の者であるとされる業務を有するときは、この業務については、前項ただし書の承認を受けたものとみなす。

(資格制限に至らない事由に関する措置)

第9条 理事長は、資格制限の措置までには至らない事案で、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面により警告を行うことができる。

(契約事務審査委員会への付議)

第10条 理事長は、第3条第1項の規定により資格制限を行い、第4条第5項の規定により資格制限の期間を変更し、同条第6項の規定により資格制限を新たに行い、同条第7項の規定により資格制限を解除しようとするとき、又は第8条第1項ただし書の規定により随意契約の相手方として承認しようとするときは、契約事務審査委員会（以下「審査委員会」という。）の議に付すものとする。ただし、審査委員会を開くことができない特別な事由があるときは、この限りでない。

(資格制限の公表)

第11条 理事長は、第3条第1項の規定により資格制限を行い、第4条第5項の規定により資格制限の期間を変更し、同条第6項の規定により資格制限を新たに行った場合は、当該業

者名等について公表するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

別表

資格制限要件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次の各号に掲げる者が、法人職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>2 次の各号に掲げる者が、法人以外の公共機関（「刑法（明治40年法律第45号）」その他の法律により、贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。以下同じ。）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>22か月以上24か月以内</p> <p>19か月以上21か月以内</p> <p>12か月以上18か月以内</p> <p>14か月以上20か月以内</p> <p>11か月以上17か月以内</p> <p>4か月以上14か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 次の各号において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）」第3条又は第8条第1号に違反し、物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（第6項に掲げる場合を除く。。）。</p> <p>(1) 法人発注の契約に関するもの</p> <p>(2) 法人発注の契約以外の契約に関するもの</p> <p>4 次の各号において、独占禁止法第19条に違反し、物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 法人発注の契約に関するもの</p> <p>(2) 法人発注の契約以外の契約に関するもの</p>	<p>16か月以上24か月以内</p> <p>8か月以上20か月以内</p> <p>6か月以上8か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p>
<p>(契約に関連する違法行為等)</p> <p>5 業者である個人、業者又はその役員若しくは使用人が、談合又は競売入札妨害で刑法又は「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の罰則に関する法律（平成14年法律第101号）（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）」に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき（第6項に掲げる場合を除く。。）。</p> <p>(1) 法人発注の契約に関するもの</p>	<p>16か月以上24か月以内</p>

<p>(2) 法人発注の契約以外の契約に関するもの</p> <p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p>	<p>8 か月以上 20 か月以内</p>
<p>6 法人発注の物品調達等において、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受けるもので、次の各号に該当したとき。</p>	
<p>(1) 独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき（業者である個人若しくはその使用人又は業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役員等若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p>	<p>24 か月以上 36 か月以内</p>
<p>(2) 業者である個人若しくはその使用人又は業者である法人の代表役員等、一般役員等若しくは使用人が、談合又は競売入札妨害で刑法又は入札談合等関与行為防止法に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。</p> <p>(廃棄物処理法違反行為)</p>	<p>24 か月以上 36 か月以内</p>
<p>7 次の各号において、業者である個人若しくはその使用人又は業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役員等若しくは使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>(1) 法人発注の契約に関するもの</p>	<p>12 か月以上 24 か月以内</p>
<p>(2) 法人発注の契約以外の契約に関するもの</p> <p>(暴力的不法行為等)</p>	<p>1 か月以上 18 か月以内</p>
<p>8 次の各号のいずれかに該当し、物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	
<p>(1) 代表役員等若しくは一般役員等が暴力団員であると認められるとき、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。</p>	<p>24 か月</p>
<p>(2) 業者（使用人が、業者のために行った行為は、業者の行為とみなす。以下同じ。）、代表役員等若しくは一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用したと認められるとき。</p>	<p>24 か月</p>
<p>(3) 業者である個人、又は業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協</p>	<p>24 か月</p>

<p>力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>(4) 業者である個人、又は業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p> <p>(5) 業者である個人、又は業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引し、又は不当に利用していると認められるとき。</p> <p>(6) 代表取締役等、一般役員等若しくは使用人が、業務に関して暴力的不法行為等を行ったと認められるとき。</p>	<p>24 か月</p> <p>24 か月</p> <p>24 か月</p>
<p>(虚偽記載)</p> <p>9 法人発注の物品調達等に係る競争入札において、入札前の調査資料等に虚偽の記載をしたとき。</p>	<p>1 か月以上 9 か月以内</p>
<p>(過失による粗雑履行)</p> <p>10 法人発注の物品調達等の履行に当たり、過失により物品調達等を粗雑にしたと認められる場合において、次の各号に該当し、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）となったとき（契約不適合の程度が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>(1) 再履行が不可能なとき。</p> <p>(2) 検査で不合格とされ再履行を要したとき、又は引渡し後に契約不適合が判明し、契約執行者から契約不適合責任に基づく再履行の請求若しくは損害賠償請求を受けたとき。</p> <p>(3) 履行中に、契約不適合が判明したとき。</p>	<p>5 か月以上 9 か月以内</p> <p>2 か月以上 6 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>(故意による粗雑履行)</p> <p>11 法人発注の物品調達等の履行に当たり、故意に物品調達等を粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>24 か月</p>
<p>(契約違反等)</p> <p>12 法人発注の物品調達等の履行に当たり、次の各号に該当し、物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 受注者の事由により契約解除になったとき。</p> <p>(2) 関係法令に抵触する事実が判明したとき。</p> <p>(3) 履行遅延となったとき。</p> <p>(4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 4 項に該当したとき。</p> <p>(5) その他、契約違反行為が判明したとき。</p>	<p>7 か月以上 12 か月以内</p> <p>4 か月以上 12 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p> <p>4 か月以上 6 か月以内</p> <p>1 か月以上 6 か月以内</p>

<p>(契約不締結)</p> <p>13 法人発注の物品調達等において、落札決定したにもかかわらず、物品調達等の契約を締結しなかったとき。</p>	<p>3か月以上9か月以内</p>
<p>(再度の警告)</p> <p>14 法人発注の物品調達等において、書面による警告を受けた日から1年を経過するまでの間に、警告すべき事由が発生したとき。</p>	<p>1か月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>15 法人発注の物品調達等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与え、次の各号に該当したとき。</p> <p>(1) 受注者若しくは受注関係者が逮捕され、逮捕を経ないで公訴を提起され、又は送検されたとき。</p> <p>(2) (1)以外のとき。</p>	<p>2か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上6か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた契約受注関係者事故)</p> <p>16 法人発注の物品調達等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、受注関係者に死亡者又は負傷者を生じさせ、次の各号に該当したとき。</p> <p>(1) 受注者若しくは受注関係者が逮捕され、逮捕を経ないで公訴を提起され、又は送検されたとき。</p> <p>(2) (1)以外のとき。</p>	<p>1か月以上5か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>17 1から16に掲げる場合のほか、業者である個人若しくはその使用人又は業者である個人若しくはその使用人又は業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役員等若しくは使用人が、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上12か月以内</p>
<p>18 1から16に掲げる場合のほか、代表役員等又は一般役員等が、禁固刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p>